

あおもり まち育てブック



平成22年4月

青森県県土整備部都市計画課

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章	「まち育て」ってなに？	3
第2章	私たちのまちを知ろう！	5
第3章	まちづくりの仕組みを学ぶ	9
第4章	「まち育て」の実践	17
第5章	「まち育て」タウンページ	29

はじめに

青森県では、平成18・19年度に、地域のまちづくりを担う人財の育成を目的として、「あおもりまち育て人講座」を開催し、その成果を「あおもりまち育てブック」としてまとめました。

このブックは、青森県において参加型のまちづくりを進めていく上での指針となるものを目指しており、具体的なイメージとしては以下の2つが重要と考えました。

- ①行政職員だけでなく、県民にとってもまちづくりを分かりやすく学べる内容にしたい。
- ②「これからも青森に住み続けたい」と思える内容にしたい。

また、内容について以下の2つが重要と考えました。

- ①特に青森県内の各市町村で課題となりそうな都市計画の用語や法制度など、まちづくりの仕組みを分かりやすく説明する。
- ②まちを育てていくために、県民と行政とが協働で行っていく方法や、参加型まちづくりの事例などを紹介し、参加の気運を高める。

さらに、読者をどのような層に絞るかによって、内容・構成が変わることになりますが、受講生による編集ワークショップでは、以下のように最終的に2つの読者層に絞りました。

- ①青森県や自分の住んでいる地域のことを十分知っていると考えているものの、実はまだ知らないことがいっぱいある一般県民に、地域の魅力を再発見してもらうと共に、都市計画の基本的な知識を習得してもらう。
- ②小学校高学年～中学生を対象として、まちづくりの楽しさや地域の面白さを分かりやすく解説することで、自分の住むまちに愛着を持ってもらい、将来のまちづくりの担い手として成長してもらう。

そこで、平成20年度に作成した「あおもりまち育てブック」では、ワークショップで積み上げられた受講生の想いを活かして、大人のためのブックと、子どものためのブックの2種類に分けてみました。それを活用したまち育て講座を、21年に黒石市とむつ市で実践して、受講生にアンケートをとったところ、2つに分けるよりも、子ども達にもわかるようにまちづくりの仕組みを解説することによって、むしろ子どもから大人まで、「まち育て」の楽しさを共有できるテキストを作成した方がいいとの声が上がリ、このたび新たなスタイルの「あおもりまち育てブック」が登場しました。

都市計画を知ろうと思っても、法律や制度の話ばかりでチンプンカンプンと思っている皆さんに「まち育て」の楽しさを知っていただきたいという想いで、このブックを作りました。さあ、皆さんで自分の住むまちの特徴やまちづくりの仕組みを知り、「まち育て」に参加してみませんか！

このブックの使い方

まち育てブックは、例えばこんな場面で使っていただくことを考えています。
もちろん、使い方は皆さんの自由です。

- ①地域でまちづくり活動を進める時の参考書として
- ②まちづくりに関する学習(講座・ワークショップ)の場で用いるテキストとして
- ③小・中・高等学校の総合的な学習の教材として
- ④「まち育て」を広く住民に知ってもらい、また関心を持ってもらうためのきっかけづくりとして



第1章「まち育て」ってなに？

まちづくりという言葉は聞いたことがある皆さんも、「まち育て」は聞いたことがない人が多いはずです。ここでは、その違いを、わかりやすく解説してみます

1. まちを「つくる人」とまちを「たべる人」

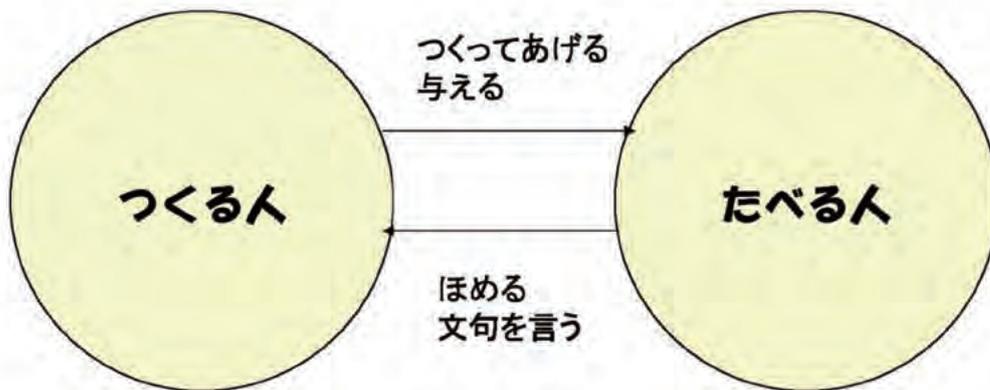


図1

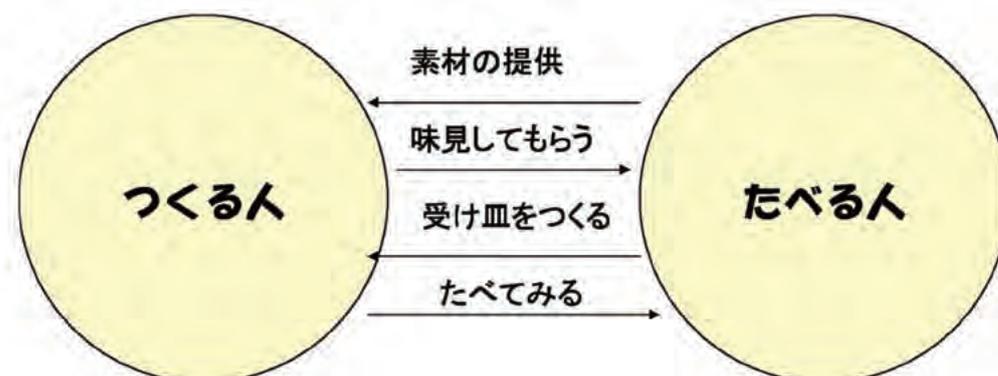


図2

まちづくりを、料理にたとえてみましょう

これまでのまちづくりは、まちを「つくる人」(役所の職員や都市計画のプロ)が、料理をつくってくれて、それを「たべる人」(皆さんです)が、「おいしい、おかわり！」と言うか、「おいしくない」と言うしかありませんでした。つくるプロではあっても「たべる人」の声を聞かないと、料理の腕は上がらないし、「たべる」人の好みも、よくわからない。そんなまちづくりの場面が多かったはず(図1)。

でも、これからのみんなが進めるまちづくりは、図2のように、「たべる人」が地域の食材を「つくる人」に教えることから始まります<素材の提供>。そして自分が提供した材料を活かした料理の味見をするチャンスもあります。そして「たべる」人は、「つくる人」を信頼して、おいしくたべるための準備を始めます。お皿を用意して、テーブルに花瓶を置いて、お箸やスプーンを揃えて料理の仕上がりを待つのです<受け皿をつくる>。そして、「つくる人」と一緒に楽しく食卓につくのです。

2. 「つくる人」のまちづくりから「たべる人」のまち育てへ！

これまでのまちづくりは、まちを「たべる人」が参加できる場面は、とても限られていました。「自分たちなどが意見を言ってもどうしようもない」とか、「参加したいけれど、どこに行ったらいいのかわからない」という声がたくさんありました。

でも、これから進める「まち育て」は違います。「まち育て」に参加する場面は、とても多様で、しかも皆さんのすぐ周りに広がっています。

毎日、家のまわりの花に水をやっているお母さんも、みんなが歩きやすいように家の前の道路の雪かきを毎朝一生懸命がんばっているお父さんも、妹と手をつないで、事故に遭わないように小学校に通っているお兄ちゃんも、みんな「まち育て」に参加しています。

まちづくりは、料理（建物や道路）が出来上がってしまうと、みんな終わった気になってしまいます。でも、実際には、それをどうたべていく（使っていく）かが大事だと思いませんか。そこに必要なのが、舌の肥えた「たべる人」なのです。

これからの住民参加^(※①)は、まちをつくるためよりも、まちを育てるために、とても必要になってきます。皆さんも、ぜひ、まちを「たべる人」のプロとして、「まち育て」にかかわってみませんか。みなさんがまちの中で見つけたものや、ワークショップ^(※②)で話し合った中から出た様々なアイデアが、きっとおいしい料理のための材料になります。みなさんが、ちょっとこの味おかしいなあと、感じるものが、「つくる人」の技術を上達させて、それが「まち育て」につながっていくのです。

3. 覚えておきたい大事な言葉

①住民参加

まちづくりのルールを決めるためにはそこに住んでいる人が参加すること（住民参加）が必要だと言われていますが、なぜ必要なのでしょう？役所が決めたことに対して、後で住民の反対を受けないようにするためでしょうか？

まちをつくっていくためには時間がかかるものです。そのため、まちづくりの目標としてまちを将来こうしたいという想いを住む人みんながもたなければ実現しません。

そのため、まちづくりの目標などを決めるときには、住んでいる人たちが参加し意見を述べるのが大事なのです。

②ワークショップ

ワークショップとは、参加したみんなの意見を取り入れてまとめていく話し合いのことです。

住民参加では、みんなが集まって話し合いをしますが、参加した人が積極的に意見を言える方法として「ワークショップ」という方法があります。

ワークショップでは、みんなが積極的に自分の意見を言えるような雰囲気（ふんいき）作りとファシリテーターとよばれるリーダーの役目が大事です。

あおもりまち育て人講座では、この教科書をつくるためにワークショップを行い、大人がいろいろな意見を出し合いました。あおもり子どもまち育てワークショップでは、中学生の皆さんがワークショップを行って、まちの資源マップやまち歩き探検物語スライドショーを作りました。

第2章 私たちのまちを知ろう！

1. まちの成り立ちを知る

現在のまちが、どのようにして出来上がったのか調べてみましょう。50年前の地図と今の地図とを見比べるだけでも、とても勉強になります。まちを「つくる人」がどんなことを考えてまちづくりをしてきたかを、地図や写真や、あるいは本などの資料、そして実際に担当した人にお話を聞いて、まず、自分たちのまちの成り立ちを知ることから、「まち育て」は始まります。まちの特徴を上手に育てていくことが、まちを「たべる人」の役割です。



40年以上前と現在の商店街の風景を比べる(撮影：弘前市上土手町)

2. まちを歩く(まちの資源マップづくり)

ふだん歩いているときには何も感じないみなさんのまちであっても、あらためてじっくり歩いてみて、写真を撮ったり、お話を聞いたりすると、全く新しいものに気づいたり、おどろいたりするはず。その写真を地図上にのせる形で、「まちの資源マップ」をつくってみませんか。まちを育てる前に、楽しくまちをチェックすることが必要です。

まち歩きを小学校の授業にとりこんでいる英国では、まちを歩いて様々な写真を撮ってきた後に、THE good (残しておきたいもの)、THE bad (取り除きたいもの)、THE ugly (何とかしたい気になるもの) に分類して、地図上に貼っていきます。

青森県では、平成18～19年度、そして21年度と、五所川原市とむつ市の中学生を対象に「あおり子どもまち育てワークショップ」を開催しています。そこでは、まち歩きからまちの資源マップ作成、そして提案に向けたワークショップを経験してもらいました。



THE good, THE bad & THE ugly			
Name			
	the good	the bad	the ugly
I want to keep...	I want to get rid of...	I want to improve...	
TREES	FLOOR	DRAIN	
PLANTS	OLD DOORS	SURFACE	
RAMP	GRASS	DRAINAGE IN SECOND	
WALLS	THE ISLAND	MORE BAL	
BETRAW	THE MAT	NATURE	
BENCH	WINDOVS	DOORS	
BASKET BALL NETS	SHAKE	COURT	
GATES	STEPS	FLOOR	
SHAKE		DRAIN	
STEPS		DRAIN	
ALLEY			
BINS			

まち歩きのチェックシート英国の小学校

平成20年度あおもり子どもまち育てワークショップの様子を紹介します(むつ市)



まちウォッチング



まちの資源マップ作成



まちの資源マップ作成～スライドショー作成



成果発表会



最後にみんなで記念写真

市長さんや教育長さんの前で発表してもらいました！

3. まちづくりの最前線

実際に皆さんのまちで進んでいるまちづくりの動きを、資料や図で表現してみましょう。

例えば



借り上げ公営住宅
「はまなす団地」



駅前再開発事業
「ミッドライファー」

4. 私たちのまちにおける都市計画の課題

例えば

皆さんの住んでいる〇〇市(町村)では、いまこんなまちづくりを考えています。

1. 冬でも安全に学校に行ける歩道をつくろう
2. 昔デパートだった空き地を何とかしよう
3. 中央市場を明るく元気に改造
4. バスをもっと便利にしてみよう
5. じゃまな電線^かを隠してみよう



では、まちづくりの仕組みを皆さんで学んでみましょう！

第3章 まちづくりの仕組みを学ぶ

時代の移り変わりとともに、まちづくりの考え方やルールも変化し続けています。この章では、皆さんと一緒にまちづくりの仕組みを分かりやすく学んでみましょう。

テーマ1『コンパクトシティ』

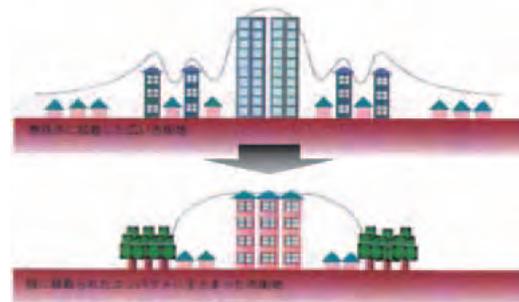
都市計画やまちづくりの用語にあまり慣れていない皆さんでも、最近、このカタカナ言葉をよく聞くとおもう。特に青森市は、コンパクトシティの代表格として全国的にも有名です。それでは、どんな都市をコンパクトシティと呼ぶのでしょうか？

1. コンパクトシティとは？

そもそもは、アメリカのダンツィヒ&サティの二人組が提案した円筒形の都市モデルが最初で、都市の無秩序な外への拡散を防ぎ、それによって自動車の利用を抑制しようというものでした。現在のコンパクトシティは、そんな形にはこだわっているわけではないですが、まちの中心（いわゆる「まちなか」）に、仕事の場と生活の場とを集めて、効率的に土地の利用を図ることで、

- 郊外の農地や緑地を保全
- 車に頼らない歩いて暮らせるまちづくり
- 郊外部を開発する新たな投資を最小限に抑制
- 中心市街地の活性化
- 移動距離の短縮等による環境負荷の軽減

といった効果が期待されています。



コンパクトシティのイメージ
(国交省HPより一部加工)

2. そもそも何故、コンパクトシティなのでしょう？

これまで都市は拡大を続けてきました。その中で、中心市街地は住む環境としてあまり快適な環境とは言えないために、空気のいい郊外への住宅地開発が全国で次々に進められて行ったのです。1990年代にヨーロッパでは、ECが中心になってこの問題をとりあげ、その中で「持続可能な都市（サステナブルシティと呼びます）」という考え方が出てきました。コンパクトシティよりは、このサステナブルシティの方が、ヨーロッパでは一般的なようです。温室効果ガス（※^①）削減のためにも、この政策は、とても有効であると重視されています。また、全国的に見ても速いペースで人口減少・高齢化が進む青森県にとって、この持続可能な都市の実現という観点で、コンパクトシティ政策を進めることは重要です。

<サステナブルシティの概念>

- ①都市部での環境汚染を防ぐ
- ②緑地での新規開発を抑える
- ③歴史的な文化財を保全する
- ④都市再生、持続的な経済開発を進める

3. コンパクトシティ5つの原則

(1) 埋もれた資源（ストック）をつなげて、新しい物語（フロー）をつくる都市

皆さんのまちには、文化、昔ながらの民家、観光資源など、探せばたくさんの魅力的な資源があるはずです。それを活かし、新しい物語をつくるのは皆さんです。

(2) 「縮める都市」ではなく、「成熟した都市」

(3) 街なかでのライフスタイルを楽しむことのできる都市

(4) 身近な範囲で生活の大半の用が足せる、自動車に依存しない都市

(5) 都市部・郊外部の環境を良好な状態で将来にわたり維持できる都市

4. コンパクトシティの「これが心配」

Q：「もうこれからは郊外の住宅地に除雪車は来なくなるのでしょうか？」

A：いえ、当然そんなことはありません。コンパクトシティは郊外に住むことの否定ではありません。街なかでのライフスタイルも選択できる都市ということです。

Q：「公共交通機関の発達していない東北地方で、自動車を使わない生活というのは不可能なように思えますが？」

A：自動車を使うときは使っているのです。ただ、何でもかんでも自動車に依存しなければ生活していくことができない、というようなライフスタイルをやめてみませんか？という問いかけです。富山市ではLRT（※②）を使った新しいライフスタイルを提案しています。

Q：「街なかに人が住み始めると、本当に街は活性化するのでしょうか？」

A：ただ街なかにマンションやアパートが増えただけでは、中心市街地は活性化しません。街なかに住んで、出かけてみたくなる場所がないと、人口が増えるだけの街になってしまいます。そこで必要なのが、街なかの新しい物語であり、それが街なかの魅力につながります。それには皆さんの手によるタウンマネジメント、つまり「まち育て」の発想が必要なのです。

5. 覚えておきたいキーワード

おんしつこうか ① 温室効果ガス

温室では、ビニールシートやガラスのおかげで中が暖かくなります。地球上でも大気中にある二酸化酸素やメタンなどのガスが同じような役割をしていて、これらのガスが多くなると、気温が上がることとなります。このようなガスのことを温室効果ガスといいます。

近年、自動車の排気ガスや火力発電所の排気ガスなど大量に温室効果ガスが出され、地球温暖化を急速に進めている原因とされています。そこで、まちづくりにおいても、二酸化炭素の排出量を少ない低炭素都市づくりが求められています。

える あーる ていー ② L R T

軽量軌道交通（Light Rail Transit）の意味で、JRのような電車ではなく、もっと小さな軽い車両を利用した新世代型路面電車のことです。乗降の容易性や定時性などの面で優れており、国内では富山市のポートラムがあります。（右写真）



日本初の本格的LRT（富山市ポートラム）

テーマ2『まちづくり三法』

最近、このことばを新聞やテレビで見かけませんか？でも、別にこの名前の法律があるわけではありません。「え、じゃあ、ナニ？」と思う皆さんは、じっくり、眺めてみてください。

1. まちづくり三法って何？

- 都市計画法（良好なまちを形成するための土地の使い方に関するルールづくり）
 - 大規模小売店舗立地法（生活環境への影響が大きい大型店の調整）
 - 中心市街地活性化法（中心市街地の空洞化を抑制し、活性化を支援）
- まちづくり三法とは、これら3つの法律のことをまとめた言い方です。

2. なぜ、それを改正しなければならなかったのでしょうか？

福島県は2005年に、画期的な条例を公布しました。それは「福島県商業まちづくり条例」というもので、県内全域を対象に、大型店出店を広域的に調整するというものです。

背景には、車社会の発達で人々の行動範囲が大幅に広がり、規制が緩くて広い土地が確保しやすい都市計画区域外や郊外の農村部に大規模な店舗が立地するようになり、それが中心市街地の空洞化に影響を及ぼしていたことがあります。しかし、福島県のように条例を作らないと、当時の法律では対応することが出来ませんでした。そこで、国では、2006年度にアクセルとブレーキ（※①）の両側面を持つ、都市計画法の改正を行ったのです。

3. まちづくり三法改正で何が変わるの？

■「計画なき開発」は認められなくなります

「とりあえず開発していけば何とかなる」という考え方は、もう認められません。法改正により、1万㎡を超える大型商業施設の立地が認められる地域は、

商業地域

近隣商業地域

準工業地域

この3種類の地域に限定されました。

この中で、準工業地域は郊外に分布していることも多く、中心市街地を活性化させるためには、必ずしも商業施設の誘導が適切でない場合があります。そこで、国は中心市街地活性化基本計画の認定条件として、準工業地域に1万㎡を超える商業店舗の立地を制限する特別用途地区（※②）を定めるよう求めています。県内でも幾つかの市で指定しています。

■都市と農村を一緒に考えていく計画が必要になります

都市計画だけでまちづくりをしていくには限界があります。農業が続けられなくなっている時代に、何とか続けていくための方法を工夫しなければ意味がないのです。

■市街地の空洞化に対して解決策を考える場面がやってきます

都市計画法の改正によって、郊外部に新しい商業空間が大々的に開発される可能性はかなり低くなりました。しかし、それだけで、中心市街地の空洞化にストップがかかることにはならないはずで

4. まちづくり三法の「これが心配」

Q：「まちづくり三法の改正で中心市街地は活性化するのでしょうか？」

A：私たちは、この法律が中心市街地を守ってくれるような錯覚をしてしまいがちです。しかし、地域貢献活動（※③）によって大規模店舗の出店は許されてもいるのです。

Q：「郊外に住んでいる人にとっては、中心市街地の活性化のために自分たちが犠牲になるように感じる人もいるのではありませんか？」

A：そもそも、中心市街地のためにまちづくり三法を厳しく強化したわけではありません。みなさんの街が、街であり続けるために（持続可能性ですよ）、長期的に見たときにどうしても必要になる施策なのです。そして地域循環経済（※④）の実現を図ります。

Q：「それでも、簡単には納得できない人々がきっとしているような気がします。特に農村地域を多く抱える青森県の場合、農地転用が難しくなる今回の都市計画法の改正は、地域の実情にあっていないような気もしますが。」

A：農村地域を抱える青森県だからこそ、厳しいルールや制約が、本当に地域の将来を考える場合の最善の策だということを、みんなで理解して進めていく必要があります。そして、最後には、それが次の世代に対しての私たちの責任であることをみんなで確認していくことが必要です。

Q：「次世代に対する私たちの責任」と言われても、ピンと来ません。」

A：それでは、このコトバをゆっくり読んでみてください。

私たちは、この都市を、
私たちが引き継いだ時よりも、
損なうことなく、より偉大に、より良く、
そしてより美しくして、次世代に残します。

—古代ギリシャのアテネ人が新たに市民になる際の誓約—



5. 覚えておきたいキーワード

①アクセルとブレーキ

これまで郊外の無秩序な開発により都市が拡散してきたことを反省として、平成18年度に都市計画法の改正がなされました。この改正のポイントは、一旦開発を規制しておき、各地域が必要と判断すれば、都市計画手続きを経た上で必要な地域に開発を誘導しようというものです。

開発の規制を「ブレーキ」、開発の誘導を「アクセル」といい、この両方をうまく使うことによって、秩序ある都市づくりを目指そうとするものです。

②特別用途地区

都市計画では土地利用の規制や誘導の手法として、住居系、商業系、工業系の用途地域を定めることが基本となっています。特別用途地区では、この用途地域を補完しながら、土地利用の増進、環境の保護などを図ります。例えば、文教地区、事務所地区、娯楽・レクリエーション地区などがあります。

③地域貢献活動

ショッピングセンターなどの大規模集客施設を建てる際には、法律によって交通や騒音など基準があり、まわりの環境に配慮しなければなりません。場所によっては、独自に大規模集客施設を建てる人に対して、その地域の農産物などを積極的に使うことや地域防犯への協力などの地域貢献活動を求めることがあります。

④地域循環経済

どの地方でも全国展開している有名な店が多く建っていますが、その店でお金を使っても、その多くは本社のある東京などの大都市に流れてしまいます。また、店で売っているものは必ずしもその地域で作られているものではありません。つまり、有名な店がたくさんできて、必ずしもその地域のお金が回らず、地域が豊かになるわけではありません。そのため、その地域の中でお金が回っていく環境を整えることが大切です。

その地域で作られたものを使い、その地域の人の経営するその地域にある商店や会社などを積極的に利用することにより、そこで使ったお金が、その地域の中で回っていく環境のことを地域循環経済といいます。

テーマ3 『まちづくりと農業』

コンパクトシティでも、まちづくり三法でも、農村地域の話が必ず出てきます。都市計画法とは直接関係してなくても、地域づくりを考える場合には、農村地域の将来像をしっかりと描いていくことが必要になります。ここでは、農業をしている人にしかあまり馴染みのない制度や仕組みを学んでみましょう。

1. 農村の地域づくりの何が問題なのでしょう？

■現在の法律では、農地を転用して開発していこうとする意志があった場合にそれを必ず止められるわけではないのです（とはいえ、基本的に農業振興地域（※①）は不可能です）。

- ①都市と農村における土地利用のルール（法律）が縦割りで、国土をまとめて管理する法律の体系になっていない
- ②地方都市や農村部の多くは非線引き白地地域（※②）や都市計画区域外で、都市計画法（開発許可制度（※③）など）の規制が緩い、または適用されない（準都市計画区域（※④）という制度もあります）

■農業を続けていくことがとても難しい状況にあります。たとえば・・・

そのまま水田で米を作り続けた場合の収入

約90万円／年・ha

(90 俵の収穫と仮定)



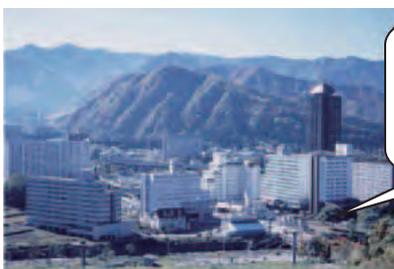
大型商業施設の開発者に土地を貸した場合の賃料

約700万円／年・ha



さあ、この数字を見てあなたならどちらを選びますか？

2. 市町村の取り組み方で、街はこんなにも変わってしまいます



閑静な山の中に
突然現れる
リゾート
マンション群

市街化調整区域
の農地が格安の
住宅地に姿を変
えてしまう…



農村活性化土地利用
構想で都市計画区域
外の田園地帯の真ん
中に突如現れる
大型ショッピング
センター

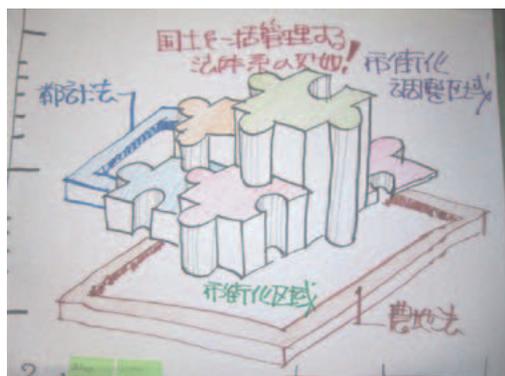


一度開発してしまうと、再び農地に戻すのはとても難しいのです…
良好な都市・農村環境を残すためにも、乱開発を防止するためのルールは必要だと思いませんか？

3. 都市と農村の「これが心配」

Q：「都市計画をする地域を都市計画区域としているわけだから、都市計画区域外の農地の計画はつくっていないのでしょうか？」

A：農地の計画は、役所の農村担当部局がつくっているはずですが、でも、それと都市計画とがうまく連携できていない市町村の方が多いようです。都市計画は市街地ばかりでなく、農地を含めた土地利用計画にならなければ、青森県の市町村のまちづくりは描けません。



あおもりまち育て人講座受講生が
ワークショップで描いた絵です

Q：「市町村の取り組み方や考え方が違くと、かなりの差が出てくるということは、もしも隣接する市町村で、片方が開発を抑制しても隣町が農地の開発を認めてしまうと、結局大きな影響を受けることになりますよね？」

A：そうなのです。そこで、いくつかの県では周辺市町村の意見を反映させる「広域調整」をしていくことを表明しています。これだと、その市町村の一存だけで開発を認めることは原則的に不可能になります。

4. 覚えておきたいキーワード

① 農業振興地域

農業を振興することが必要な地域のことで、農用地区域と農用地区域外の2つに分かれています。特に農用地区域では、水田や畑を店や会社などを建てるができるようにすることは難しくなっています。しかし、農地転用許可という許可が行われると大きな店を建てることもできます。

② 非線引き白地地域

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものを「線引き都市計画区域」というのに対し、区分しないものを「非線引き都市計画区域」といいます。

非線引き都市計画区域では、用途地域を定めた地域と定めない地域に分けられますが、用途地域を定めていない区域を「白地地域」と呼びます。市街化調整区域と白地地域では規制の内容が大きく異なります。

③ 開発許可制度

周りのことを考えないで開発すると、道路などで困ったことになり、環境が悪くなる場合があります。このため、開発を行うときには許可が必要になります。許可が必要な開発の規模は、都市計画区域の種類などによって決められていて、市街化調整区域では基本的に全ての開発に許可が必要になります。

この許可には、県が許可する地域と市町村が許可する地域があります。

④ 準都市計画区域

都市計画区域の外では、都市計画法による土地利用規制の手法が適用されません。しかし、都市計画区域の外で、開発の恐れのある地域をスポット的に規制することを目的に「準都市計画区域」の制度が用意されています。

テーマ4『景観法』

「え、また法律ですか」という声が聞こえてきそうですが、都市計画やまちづくりは、やはり法律が支えてくれています。しかもこの法律は、平成17年から本格的に動き始めた、まだ新しい法律です。私たちが住むまちが美しくあり続けるためにも、この法律は必要です。これも、ちょっとのぞいてみましょう。

1. 景観法ってなに？

景観法は、そんなに難しい法律ではありません。地域が目指す景観を自由に描き、それを実現するための手続きや手段（勧告、建築確認、認定）を定めた法律です。

具体的には、「景観行政団体（※①）」（県や市町村）が「景観計画」をつくり、この計画の中で定めた「景観計画区域」内での行為には、届出や勧告などの制度が適用になります。更に、市町村が都市計画に「景観地区（※②）」を定めれば、建築確認や計画認定手続きの対象とすることも可能です。

＜景観法の主な特徴＞

- 判断に差が生じやすい定性表現となることが多いため、これまで法定基準にしにくかった形態意匠に関する基準を法定の基準とした
 - 法律自体に具体の基準は定めていない（制度の仕組みのみ規定）
- ⇒ 基準となる景観計画等は、自治体の創意工夫で自由な設計が可能

2. 何故、景観法が必要になったのでしょうか？

■景観は、まちの歴史、文化、生活、変化そのもの
景観には地域の個性・特徴があらわれるはず

これまでは、良好な景観を保全・創造するための形態や意匠のルール（法体系）はありませんでした。近年、景観の重要性が認識されるようになり、良好な景観にふさわしくない行為に対する対抗手段が求められるようになりました。

すでに、青森県を含む一部の地方公共団体では、景観法ができる前から自主的に景観条例（※③）等を独自に定め、それぞれが条例の枠組みの中で景観の整備や保全を推進してきました。しかし、条例という形では効力に限界があるため、法律レベルでの仕組みづくりが必要となった訳です。

最近では長い名前が多い法律ですが、「景観法」というたった3文字の法律名からも、いかに基本的な法律であるかがおわかりいただけるかと思います。

3. 景観法の「これが心配」

Q：「これまでの景観施策と、あまり変わりがないように思うのですが・・・」

A：これまでは、景観に関する法律はありませんでした。ご存じのように景観条例は、それに違反する建築物に対して、拘束する力はそれほどありません。しかし、これからは法律の名の下に、厳しく景観コントロールをしていくことが可能になります。また景観整備機構（※④）といって、景観・まち育てを進めていく団体を認定する制度もできました。

Q：「良くない景観を規制するというだけで、果たして地域の景観は良くなるのでしょうか？」

A：景観は守るだけでなく、つくるものでもあります。そのために、創造的な法律として景観法を活用していかなければ、単なる規制だけの制度で終わってしまいます。

4. 景観をまもる、つくる、育てる－無電柱化の工夫（弘前市禅林街）－



実はここに、電柱があるのです！
地面の下には埋めてないそうです
みんなで考えて、上手に隠しました！



5. 覚えておきたいキーワード

①景観行政団体

景観法では、良好な景観をつくるため、景観行政団体を定めていて、県や中核市である青森市がこれにあたります。他の市町村は、知事が同意することで景観行政団体になることができます。

景観行政団体は、景観計画を定めることにより、地域の特性をいかしたよりよい景観をつくっていくこととなります。

②景観地区

市街地の良好な景観をつくるために定められている地区で、景観法のなかで定められています。

「建築物の形態意匠の制限」を定めることが必ず必要で、ほかに「建築物の高さの最高限度」や「壁面位置の制限」など定めることができます。

③景観条例

青森県には美しい自然、歴史的・文化的遺産、独特な田園や街並みなど、先人から受け継いだ優れた景観が数多く存在します。景観条例は景観法に基づき、県や市町村が独自に定めた景観に関するルールのことです。

④景観整備機構

景観法では、良好な景観づくりを行う民間団体を景観整備機構として指定して、民間活力により良好な景観をつくることを促進しています。

残念ながら、青森県ではまだ指定された団体はありません。

第4章「まち育て」の実践

1. 創造的な「けんか」のススメ

～青森市气象台跡地（つくだウェザーパーク）づくり～

皆さんの中には、まちづくりのワークショップに参加したり、見学をされた経験のある方がいらっしゃるかもしれません。堅苦しい会議ではなく、皆さんでざっくばらんに議論をすることができる集まりだというイメージ、あるいは模型をつくったり、地図を書いたり、写真を撮ってきたり、単なる机の上の議論ではなく体も動かす作業という印象など、いろいろ感じられたかもしれません。とりあえず楽しい会議というイメージだと思います。

しかし、まちづくりワークショップの本場である米国では、決して楽しい会議ではないようです。むしろ、普通に議論をすると揉めそうな課題を真剣に議論する方法として、ワークショップが活用されるケースの方が多いようです。つまり、ある意味で「対立」から一つの答えを生み出そうと、参加者が知恵と工夫を集める会議であり、もっと前向きな表現をすれば創造的な「けんか」なのです。

ここで紹介する事例は、そんな創造的な「けんか」によって、津軽に登場することとなった本格的な住民参加による公園です。

そもそもこの公園計画は、青森地方气象台の跡地としてそのまま置き去りにされていた原っぱを、何とか使えないかと青森商工会議所の青年部有志と地域住民の皆さんが考え始めたところからスタートします。佃小学校の先生や児童とその家族、浪打商店街の皆さんに声をかけ、建築士会と弘前大学教育学部北原研究室が協力をする形で動き始めました。

住民参加で有名な世田谷の「ねこじゃらし公園」のビデオ鑑賞から始めて、青森市浜館公園の見学会、商店街でのインタビュー調査、空間カルタを用いたデザインゲーム、模型づくりなど、平成9年に十数回に及ぶワークショップが重ねられました。

町会長さんも思わず机に上がって模型づくりに熱中していました。右の模型は、平均年齢60歳を有に超える熟年グループによる制作です。本当に楽しそうな童話の世界のような公園だと思いませんか。



ところで事件は平成9年の夏に起きました。参加者たちが3つのグループに分かれて制作した公園の模型を、市役所の担当者が見積もりをするという持ち帰り、2週間後にワークショップが開催された時のことです。

高齢者グループのカラフルな模型を見て市役所の担当者が見つけた見積額は、なんと2億6千万円でした。この模型だけを見て、そんな金額が計算できるなんて、さすがに「つくる」プロは違います。一方で、小学生たちがつくった模型の見積額は、その半分以上の1億2千万円でした。とはいえ、それでも相当に高額の予算になります。

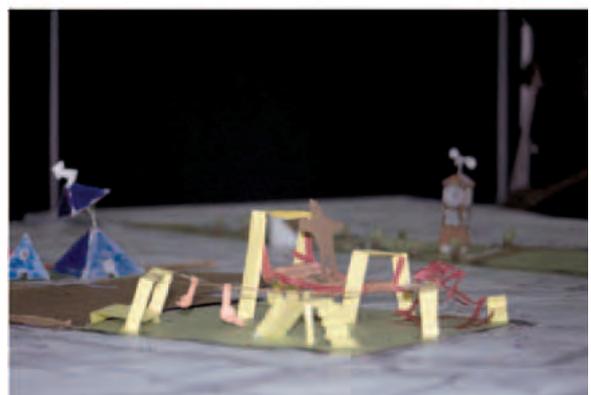
その金額の大きさに興奮しながら話し合っている時でした。そこで、参加者にとっては思いもかけない事実が明らかになります。青森市が用意できる予算は、5千万円しかないのです。

「こんな公園で楽しみたい」という気持ち一心で、半年以上も皆さんで議論した結果として、予算が見積額の半分にも満たない事実を告げられ、いくつか提案を我慢してくれと言われれば、だれでもショックを受けます。「こんなことなら、ワークショップなんて参加しなければよかった」。そんな悲しい言葉さえ出されました。そして、楽しいワークショップの場が何だか険悪なムードになってしまいました。そして、最後にはこんな意見まで出てしまいました。「住民参加というのは、住民のアイデア通りに予算も用意して実現させるのではないですか。」「いいえ、違います。住民参加というのは、まちを「つくる」人と「たべる」人とが一緒に頭を悩ませながら答えを見つけることです」。

とはいえ、皆さん納得しかねるという顔つきでした。しかし、その場を救ったのが、小学生たちでした。別の部屋に行って一生懸命頭を悩ませてきた小学生たちは、5千万円しかない青森市の予算に合わせるために、遊具を3つあきらめると言ったのです。遊具を半分にしたら、1億2千万円がその半額の6千万円になる。自分たちは6千万円もあきらめたのだから、市も5千万円しか出せないなんて言わないで、1千万円くらいおまけして欲しいという提案でした。

まさに、ワークショップとはこのような提案によって、交渉相手と協議をしていくための、とても民主的な道具なのです。この言葉を聞いた市役所の担当者は、思わず吹き出しながら、「じゃあ2週間くらい時間を下さいね」と子どもたちに語りかけ、なんとか工夫してみることを約束したのでした。

もちろん、遊具を半分にしたらといて、予算が半分になるはずはありません。芝生のお金や樹木、そして歩道の整備などを合わせて1億2千万円ですから、遊具を3つ減らしてもそれほど効果はないと思われます。でも、子どもたちにとってはとても大きな決断でした。本当なら6つも遊具ができたはずなのに、その半分しか楽しめない、でも、全然できないよりも、まだいいかもしれない。だから、ちょっとは我慢する。そんな必死のメッセージが伝わってきたような感じがしたのは、市役所の担当者だけではなく、町内会の皆さんも同じだったはずで



右の写真をご覧ください。噴水の設置にこだわった熟年グループの一人の男性が、当日に持ってきてくれた噴水の絵です。えっ、水飲み場じゃないの、と思われた方も多いと思います。前回のワークショップで、子どもたちが皆で考えて遊具を3つあきらめる決断をしたのを目撃した商店主が、では噴水も工夫をすれば、実現できるかもしれないと考えて、何十年ぶりかで色鉛筆を使って、水飲み場を改良した噴水の提案を持ってきたのです。水路の断面寸法まで設計されたものでした。

「たべる人」のプロとしての小学生たちの前回の提案に心を動かされた地域のおじさんが、一念発起して描いてくれた噴水の絵です。涙が出そうになりました。

ワークショップは、それぞれの立場で考えられるだけの工夫をして、課題の解決に向かっていくのに、とても適した手法です。子どもたちが遊具を我慢して、商店街のおじさんが素敵な噴水を提案して、今度は「つくる」人としての市役所の担当者が、知恵と力を発揮する場面になったのでした。

まず、予算ですが、市制百周年事業に結びつけることによって、何とか1億円の予算を確保する努力をしてくれました。でもそれよりも、私たちが感激したのは、右の写真です。障害者を支援するグループが提案した時計台(气象台跡地だから時計台が欲しいという何だか不思議な提案でした)のイメージを大事にしてくれた担当者は、气象台跡地にふさわしい時計台を設置してくれたのです。

時計台の上には、なんとホタテ貝の風力計が回っています。おそらく、そんな風力計は世界にここしかないと思われれます。

そして、ボディには、湿度が電光掲示されているではありませんか。これは、まぎれもなく、气象台跡地ならではの時計台です。ワークショップに継続的に参加して、時には意見がぶつかり合うこともあった市役所の担当者が、結果的にそれを活かして粋なデザインをしてくれました。言葉は悪いかもしれませんが、いい意味で住民たちの共犯者になってくれたような気がしています。やっぱり共犯者という表現はよくないですね。そうです、仲間にしませう。住民と行政担当者が仲間になる。ワークショップはそんな何とも言えない魔法を私たちにかけてくれます。



さて、青森の公園づくりのお話は、まだ続きます。普通は完成すればそれで終わりだと思われるかもしれませんが、「まち育て」は、完成した日から新たに始まっていくのです。

完成式典の当日に、「私たちのまち育ては、今日から始まるんだね」とおっしゃっていた町会長さんが中心となって、毎朝公園では、ペタンクというゲームが行われていました。公園の、産みの苦しみを育ての楽しみにつなげる形で、かわいい子どもに会いに行くように、毎朝、公園に出かけて行かれたはず。公園内のトイレのトイレットペーパーは、ちゃんと町内会が用意しています。子どもを育てる気持ちと全く同じ気持ちで、町内会の皆さんは公園を丁寧に育てているのだと思います。

さて、右の写真の小学生たちに注目してください。実はこの日、仙台からこの公園の見学に来た学生さんたちが、放課後に公園の掃除をしている児童たちを見つけたのでした。いくら小学校の敷地と地続きになっているからといっても、小学校にこの公園を掃除する責任はありません。不思議に思って、一人の児童に尋ねたところ、「うん、だって私たちの場所だもん」。

「私たちの場所」。とても気持ちのいい言葉だと思いませんか。大人が、「〇〇の場所」という表現を使う時には、その責任の所在を示すことが多いはず。 「〇〇が口口をしなければならぬ場所」とか、「〇〇が責任を取らなければならぬ場所」という考え方です。

そしてそれは、誰が所有している場所かという点に大きく左右されます。逆に言えば、自分が所有していない場所であれば、別に責任は無いという考え方です。

小学校の敷地ではなくても、自分たちの大事な場所だから掃除をするのは当たり前だというプライドが、小学生の言葉から伝わってくるのです。まさに、この子どもたちは、「たべる」人として「まち育て」を実践しているのだと思います。

皆さんは、「私たちの場所」と言えるようなこだわりの場所を、持っていらっしゃいますか。



2. あおもりまち育て人講座 ～まち育てブック作成のきっかけ～

1. あおもりまち育て人講座の目的

人口減少社会の到来や市町村合併等に伴い、県では都市計画区域や都市計画マスタープランの見直しを早急に進めていく必要があります。見直しにあたっては、県民が将来にわたって本当に住み続けたいと思う「まち」の将来像を描き、その実現のために都市計画が果たす役割について、県民と行政が共に考えていかなければなりません。

そのため県では、都市計画行政へ参画し、将来地域のまちづくりを担う人財の育成を目的に、平成18年度より「あおもりまち育て人講座」を開催しました。

- ・これからのまちづくりには「官民協働」の仕組みづくりが必須である
- ・県民と行政による官民協働に向けた実践的な取り組みを行う必要がある
- ・市町村合併により新たにまちづくりを考える必要が生じている
- ・地域の資源を大切にし、再生・活用しながらまちづくりを行っていくことが必要である
- ・自分たちの地域を我が子のように育てていく「まち育て」の考え方が必要である



【講座スローガン】

- 自然が保全され、歴史資源が保存される
- 人々が共に働き、近隣の安全性が確保され、生涯教育の機会に恵まれる
- 公共交通が利用可能で、日常生活の利便性があり、ヘルスケアにあずかれる
- すべての住民が生活の質の改善に平等に参加できる

**そんな健康なコミュニティを創造するために、
県民と市町村、県が共に力を合わせて働こう！**

2. あおもりまち育て人講座の特徴

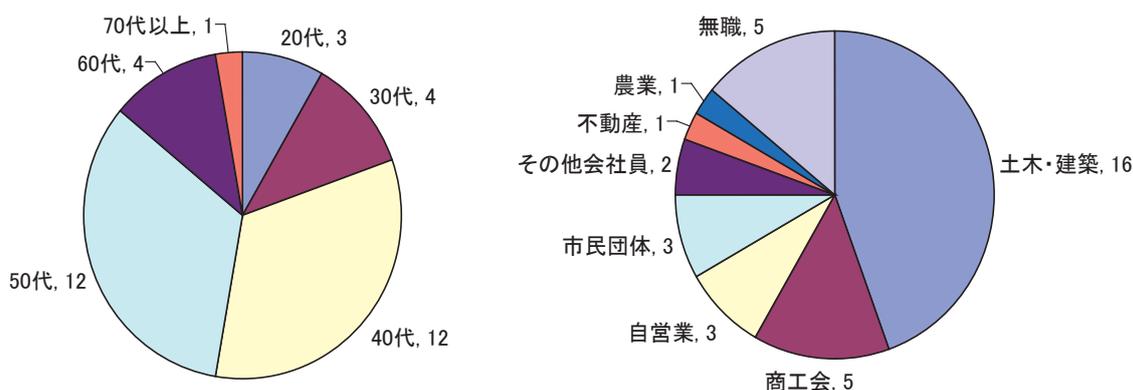
講座の対象者は、都市計画区域を有する市町村に住む県民及び市町村職員を対象としています。講座の内容は、毎回テーマごとに専門知識を学んでもらい、その後テーマに応じた教科書づくりワークショップを行います。専門知識を学ぶだけでなく、幅広い年齢層の県民に専門知識をどのように分かりやすく伝えていくかを考えながら、教科書に盛り込みたい内容について本県が抱える課題等をふまえながらアイデアを出してもらいます。

特徴1：市町村職員と一緒に参加してもらう

講座を通じて市町村の課題や将来像を共有し、講座終了後においてもまちづくりの主体となる市町村との協働を促すために、講座には市町村職員と県民と一緒に参加してもらいました。

特徴2：講座のテーマや進め方は受講生が決定

講座のテーマ（県民が学びたいと思うこと）や、教科書で伝えたい人（大人 or 子ども）、伝えたいこと（学び or 実践）について、受講生に決定してもらいました。



▲県民受講生の年齢・職業構成

3. あおもりまち育て人講座で取り上げたテーマ

回次	テーマ	講座タイトル
第1回	まち育て	まち育てをしませんか
第2回	まち育てブック	まち育ての教科書とは
第3回	人財育成	人財育成の最前線に知事がおじゃまします
第4回	コンパクトシティ	コンパクトシティって何だ？
第5回	景観	景観法でまちづくりを考える
第6回	土地利用	都市と農村・マスタープラン
第7回	参加	参加にはいろいろな課題と方法がある
第8回	まちづくり三法	まちづくり三法

4. あおもりまち育て人講座の進め方

- 《午前》 ・講師の先生による講義
 《午後》 ・都市計画基礎講座
 ・ワークショップ演習
 教科書づくりワークショップ
 発表&〇〇先生に聞いてみよう（県民と先生の意見交換）

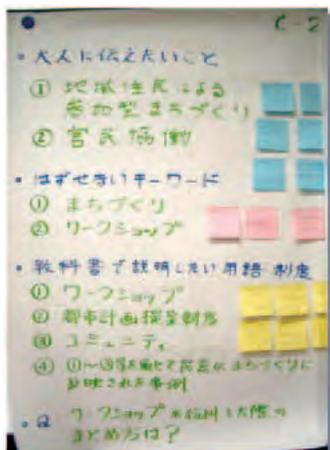
グループ名

- 1.どうしても大人 or 子どもに伝えたいこと
- 2.はずせないキーワードはこれだ！
- 3.ブックで説明したい用語や制度
- 4.〇〇先生にこんなことを聞いてみたい！

まとめる項目を決めます



午前の講義を復習しながら、ふせん紙にどんどん書いていきます



要点をまとめて、完成！



意見の内容によって仕分けし、模造紙に貼り付けます

▲「あおもりまち育てブック」作成ワークショップの手順

5. あおもりまち育て人講座に御協力いただいた先生方

全国より、その道のスペシャリストにはるばるお越しいただきました。

- | | |
|----------|--------------------|
| 北原 啓司 先生 | (弘前大学教授：座長) |
| 浅野 聡 先生 | (三重大学准教授：第2回) |
| 小浦 久子 先生 | (大阪大学准教授：第5回) |
| 中出 文平 先生 | (長岡技術科学大学教授：第6回) |
| 伊藤 雅春 先生 | (有)大久手計画工房取締役：第7回) |
| 鈴木 浩 先生 | (福島大学教授：第8回) |
- (※登場順に掲載)

あおもりまち育て人講座の様子 その1



午前には講師の先生による講義



皆さん真剣に受講しています！



第3回では三村知事も参加して活発な意見交換が行われました

あおもりまち育て人講座の様子 その2



午後はグループに分かれてまち育てブックづくりのワークショップ

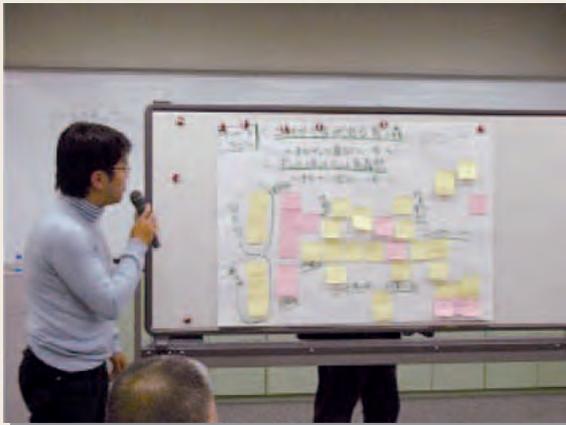


午前の講義で伝えたい内容やキーワードなどをふせん紙に書き、模造紙に並べます



皆さんの色々な意見が、視覚的にまとめられていきます

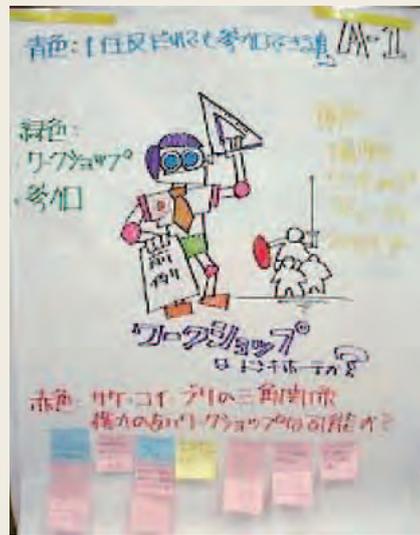
あおもりまち育て人講座の様子 その3



ワークショップの成果がまとまったら、発表会です



グループで協力して発表したり、
イラストを使って分かり易く…



受講生の質問には講師が丁寧に答えます



受講生はあおもりまち育て人として認定
地域のまち育てでの活躍に期待！

6. 人財育成からまち育て実践へ ～講座の成果～

(1) 行政と県民をつなぐ地域のまちづくりスペシャリスト
「あおもりまち育て人（びと）」を育成

- ・ 42名の県民を「あおもりまち育て人」として認定
- ・ あおもりまち育て人を「あおもりまち育て人財バンク」に登録



今後は下記のような地域のまちづくり活動のリーダーとして活躍に期待

専門知識を活かした 都市計画への参画

- 青森県都市計画マスタープラン策定への参画
- 街並み再生、中心市街地活性化支援
- 都市計画提案制度等を活用した都市計画への参画

行政と県民の橋渡し役

- 地域や学校教育の現場などでまちづくり教育の実施
- 団塊の世代、女性、高齢者等広くまちづくりへの参加を呼び掛け
- 専門家、ファシリテーターとしてのまちづくり支援
- まちづくりの概念、知識等の普及啓発
- 安心・安全まちづくりワークショップの実践
- 地域のNPO、商店街、町内会等へまちづくり活動へのアドバイス
- 地域県民局、市町村事業への住民参加コーディネート

(2) 協働作業として県民が作るまちづくりの教科書
「あおもりまち育てブック」の作成

- ・ 自分たちのまちを調べたくなる、見に行きたくなるもの
- ・ 市町村が教科書を作成するための手引書となるもの
- ・ あおもりまち育て人などがブックを使い「まち育て」を地域の人に伝えてもらう
- ・ より分かりやすく伝えるため、大人向けと子ども向けに分けてそれぞれ作成

平成21年度あおもりまち育て人勉強会（黒石市）の様子



今回もおなじみ北原先生からあおもりまち育てブックを使っでの講義



第1回は地元まち育て人の笥さんを講師にワークショップ体験も行いました



第2回、第3回は夜遅くにも係わらず多くの受講生にご参加いただきました！



受講生は勉強会のほか、黒石市都市計画マスタープランの策定にも参加



受講生はあおもりまち育て人として認定地域のまち育てでの活躍に期待！

第5章「まち育て」タウンページ

(1) 都市計画に関する行政窓口一覧

県・市町村名	担当課	電話	ホームページアドレス
青森県	都市計画課 都市計画・景観グループ	017-734-9681	http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/toshikeikaku.html
青森市	都市政策課	017-761-4488	http://www.city.aomori.aomori.jp/toshi/idxtos.html
弘前市	都市計画課	0172-35-1111 (内 448,536)	http://www.city.hirosaki.aomori.jp/gyosei/keikaku/toshikeikaku.html
八戸市	都市政策課	0178-43-9420	http://www.city.hachinohe.aomori.jp/
黒石市	都市建築課	0172-52-2111	http://www.net.pref.aomori.jp/kuroishi/
五所川原市	都市計画課	0173-35-2111 (内 2633)	http://www.goshogawara.net.pref.aomori.jp/18_tosikei/tosikeiindex.html
十和田市	都市整備建築課	0176-21-3534	http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/
三沢市	都市整備課	0176-53-5111	http://www.net.pref.aomori.jp/misawa/section/kensetsu/toshiseibi/index.htm
むつ市	都市計画課	0175-22-1111 (内 632)	http://www.mutsu.e-shimokita.jp/toshikei/
つがる市	建築住宅課	0173-42-2648	http://www.city.tsugaru.aomori.jp/
平川市	都市計画課	0172-44-1111	http://www.city.hirakawa.lg.jp/
平内町	地域整備課	017-755-2116	http://www.town.hiranai.aomori.jp/
外ヶ浜町	建設課	0174-31-1226	http://www.town.sotogahama.lg.jp/
鯨ヶ沢町	建設管財課	0173-72-2111 (内 423)	http://www.ajigasawa.net.pref.aomori.jp/
藤崎町	建設課	0172-75-3111	http://www.town.fujisaki.aomori.jp/
大鰐町	建設課	0172-48-2111	http://www.town.owani.aomori.jp/
田舎館村	建設課	0172-58-2111	http://www.vill.inakadate.aomori.jp/
板柳町	建設課	0172-73-2111 (内 347)	http://www.town.itayanagi.aomori.jp/

県・市町村名	担 当 課	電 話	ホームページアドレス
鶴 田 町	建設整備課	0173-22-2111 (内287)	http://www.net.pref.aomori.jp/tsuruta/
野辺地町	建設環境課	0175-64-2111	http://www.town.noheji.aomori.jp/
七 戸 町	企画財政課	0176-68-2940	http://www.town.shichinohe.aomori.jp/index.html
六 戸 町	企画財政課	0176-55-3111	http://www.town.rokunohe.aomori.jp/
東 北 町	企 画 課	0176-56-4082	http://www.thk.net.pref.aomori.jp/
六ヶ所村	企画調整課	0175-72-2111	http://www.rokkasho.jp/
おいらせ町	地域整備課	0178-56-4702	http://www.town.oirase.aomori.jp/
三 戸 町	ふるさと農村課	0179-20-1154	http://www.town.sannohe.aomori.jp/
五 戸 町	建 設 課	0178-62-7961	http://www.town.gonohe.aomori.jp/
南 部 町	企画調整課	0178-84-2111	http://www.nanbu-town.net.pref.aomori.jp/
階 上 町	産業建設課	0178-88-2118	http://www.town.hashikami.aomori.jp/

(2) 地域の方々が活用できる制度

「私のまちの都市計画、こうしたらもっと良くなるのになぁ…」

【制度】都市計画提案制度(都市計画法第21条の2)

どんな制度？

都市計画はその種類に応じ、主に県や市町村が定めていますが、土地所有者など、一定の要件を満たす方は、決定者である県や市町村に都市計画の素案を示し、こうした方がいいんじゃない？と提案することができる制度です。

条件は？

- (1) 提案者の要件：土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり団体 など
- (2) 提案に係る都市計画の対象面積の要件：原則 0.5ヘクタール以上
- (3) その他条件
 - ・ 提案する都市計画の素案内容が都市計画の基準に合致していること
 - ・ 提案に係る土地について、土地所有者数及び面積共に3分の2以上の同意を得ていること



【補助金】まちづくり計画策定担い手支援事業(国土交通省都市・地域整備局)

どんな制度？

地域の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図ることを目的として、地権者組織はじめ地域におけるまちづくりの担い手に対して必要な経費を補助するものです。

条件は？

- (1) 事業主体：地権者組織 等
- (2) 対象地域：以下の i)、ii) の要件を満たす地域
 - i) 都市計画区域内の 0.5ha 以上の地区
 - ii) 中心市街地活性化法による認定基本計画区域 等
- (3) 補助対象：
 - ・ 地区計画等都市計画の提案素案の作成（必須）
 - ・ 素案作成に必要な各種調査等（専門家に依頼する費用）
- (4) 補助率：100%（重点密集市街地）、50%（左記以外の地域）
- (5) 補助限度額：500万円/ha（事業費ベース）

（※ただし、重点密集市街地については、1地区2,000万円を限度）

※注意※ 募集時期が限られていますので、ご注意ください。



詳しい内容や手続き方法は、県都市計画課又は各市町村の都市計画窓口までお気軽にご相談ください

お問い合わせ

青森県県土整備部都市計画課
都市計画・景観グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

(電話) 017-734-9681 / (FAX) 017-734-8196

(E-mail) toshikei@pref.aomori.lg.jp

